

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 15 日

下北山村長 南 正文

1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

- (1) 委託業務名
プロモーション動画制作・放映業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (3) 委託業務の内容等
 - ① ロケーション撮影の実施
 - ② 動画の制作（総尺 30 分）
 - ③ 制作した動画の地上波テレビ放送および Youtube 等での放映
- (4) 委託上限額
3,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者としてします。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 下北山村物品購入等の契約に係る入札参加停止等による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (6) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (7) 役員等及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9) 及び (10) に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 類似の業務を公告日から過去 5 年間に国および地方公共団体から受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※類似業務とは、テレビ放送またはインターネットでの放映を目的とした動画制作の企画運営業務の実施をいう。

- (13) この業務を行なう期間中、監理技術者、担当技術者を配置(各技術者の兼任は不可)すること。また、配置される技術者は直接的な雇用関係(代表者可)にある者とし、そのうち監理技術者にあつては「参加表明書」の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係(代表者可)にあること。

3. 業務委託の選定方法

下北山村は、プロモーション動画制作・放映業務の業務委託者を選定するにあたり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、提案書の提出及びプレゼンテーションを求め、最も高得点を獲得したものを受託予定者として選定します。なお、審査にあたっては、提案書関係書類の提出が複数者からあった場合、審査会を設置し、当該審査会の審査結果により、本業務の受託予定者を決定します。提案書関係書類の提出が1者の場合は、担当課による審査結果により、本業務の受託予定者を決定します。

プロポーザルへの参加を希望する場合は、所定の参加申込書及び提案書等を期限までに提出してください。なお、詳細は「プロモーション動画制作・放映業務委託 公募型プロポーザル実施説明書」によります。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒639-3803 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内 1002

下北山村役場 地域振興課

TEL : 07468-6-0074 FAX : 07468-6-0026

MAIL: iju@vill.shimokitayama.lg.jp

(2) プロポーザル参加意向申出書の提出

- ①提出期限 令和8年7月17日(金)～令和8年7月27日(月)の午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

- ②提出場所 下北山村地域振興課

③提出物

プロポーザル参加意向申出書(以下の様式を下北山村ホームページからダウンロードして必要事項を記入し、提出すること。)

- ・プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)
- ・事業者概要書(様式第8号)
- ・類似業務受託実績書(様式第10号)
- ・予定管理技術者の実績等(様式第11号)
- ・予定管理担当者の実績等(様式第12号)

- ④提出方法 持参または郵送

(3) 質問の受付および回答

- ①提出方法 質問がある場合は、質問書(様式第9号)によりFAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。または、電子メールにて送信し、電話にて受信の確認をすること。

- ②提出先 下北山村地域振興課

- ④ 受付期限 令和8年7月17日(金)～令和8年7月27日(月)

⑤ 回 答 令和8年7月31日（金）に電子メールまたはFAXにて回答する。

（4）提案書の提出

①提出期限 令和8年8月3日（月）～8月10日（月）の午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

②提出場所 下北山村地域振興課

③提出物

技術（企画）提案書を表紙とし、任意の様式による企画提案書とする。（以下の様式を下北山村ホームページからダウンロードして必要事項を記入し、提出すること。）

- ・技術（企画）提案書（様式第5号）
- ・任意様式による提案書

④提出方法

持参または郵送

5. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- （1）最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- （2）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （3）最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （4）最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- （5）（3）及び（4）に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （6）この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）にあって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- （7）この契約に係る下請契約等にあって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本村が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、それに従わなかったとき。

6. 契約の解除

契約締結後、契約者について5.（契約の不締結）のいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を下北山村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、下北山村は契約を解除することがあります。この場合において、

契約者は下北山村に対して損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、6の（１）、（３）、（４）及び（５）中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7. 手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

8. その他

- （１）本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とします。
- （２）提出された企画提案書等は返却しません。
- （３）その他については公募型プロポーザル実施説明書及び仕様書に示すところによります。

9. 問い合わせ先

〒639-3803 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内 1002

下北山村役場 地域振興課

（電 話） 07468-6-0074

（F A X） 07468-6-0026

（E-mail） iju@vill.shimokitayama.lg.jp

F A XまたはE-mailにより連絡を行う場合は、必ず受信確認を行ってください。